



# 令和2年度は 上下水道料金改定の 最終年となります

## 料金改定対象

- 簡易水道地区(夜須町・赤岡町・吉川町・香我美町東川地区の一部)
- 夜須町下水道



飲料水の安定供給のために上水道、簡易水道ともに水道施設の耐震化や老朽化の対策が重要となってきます。

また、水道事業の経営は水道料金収入で成り立っており、今後予測される人口減少で収入が減少してしまうと極めて厳しい事業経営になってしまうため、効率的な運営を目指さなければいけません。そのためにも、令和2年度には上水道事業と簡易水道事業を統合し、香南市水道事業として一体化を行います。

ライフラインである上下水道は、市民生活に密接しており事業運営については、皆さんの上下水道料金なくしては成り立っていきませんので、ご理解ご協力をお願いします。

■上下水道課 ☎57-8512

上水道地区(野市町・香我美町)と簡易水道地区との水道料金との格差をなくすため、3年かけて段階的に水道料金の改定を行っています。令和2年度は最終年にあたる年であり、以降は上水道地区と同額になります。



## ■簡易水道事業地区の料金改定表

	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金	超過水量	超過料金
現在	1~10m <sup>3</sup>	790円	11~20m <sup>3</sup>	96円	21m <sup>3</sup> 以上	104円
令和2年4月~		886円		104円		116円

## ■夜須町下水道料金改定表

	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金	超過水量	超過料金
現在	1~10m <sup>3</sup>	900円	11~30m <sup>3</sup>	114円	31m <sup>3</sup> 以上	134円
令和2年4月~		1,000円		120円		140円

# しっかり届け出、 きちんと納税。

## 「原動機付自転車・軽自動車等の届け出」と「税」のご案内

軽自動車や原動機付自転車、農耕作業車等の税金は、毎年4月1日現在、所有している方に課税されます。4月2日以後に名義変更や廃車の手続きをしても、その年度の税金(1年分)がかかりますのでご注意ください。

## ! こんな時には届け出を!

- ☑ 転入や転出等で駐車場が変わった
- ☑ 車両を譲渡したが、名義変更をしていない
- ☑ 所有者が死亡した
- ☑ 車両やナンバープレートを路上等で紛失、または盗難にあった(警察署へ届け出をした後、受付施設で必ず廃車手続きをしてください。なお、警察署の受理番号が必要です)

※他市区町村で登録した原動機付自転車や農耕作業車等については、印鑑(納税義務者と届出者)とナンバープレート、車両のメーカー名、車台番号、排気量が分かるものを持ってきてください。なお、ナンバープレートがない場合は受け付けできませんので、車両を登録している市区町村にお問い合わせください

※届け出先は車種によって異なります(右表参照)

## 登録内容の変更をしないと、次の支障が生じる恐れがあります

- 軽自動車税(種別割)の納税通知書が届かない
- 保険の案内や、リコールの案内が届かない
- 車検を受ける際の納税証明書の再発行・取得に時間がかかる
- 軽自動車関係の通知が前所有者に届き、トラブルの原因になる
- 盗難や事故の時に所有者や使用者の確認が遅れる など

納税通知書は5月上旬にお送りします



■軽自動車税(種別割)に名称が変わりました  
令和元年10月1日から従来の「軽自動車税」の名称が「軽自動車税(種別割)」に変更になりました。なお、この変更に伴う税額や手続き等に変更はありません。

## ■軽自動車等の登録・廃車・変更届け出の受付施設

車種	原動機付自転車 (125cc以下)、 農耕作業車など	軽自動車 (四輪等)	軽二輪車 (126cc~250cc)、 二輪の小型自動車 (251cc以上)
受付施設	市役所税務収納課 ☎57-8504 夜須支所 ☎55-3141 香我美支所 ☎55-2111 赤岡支所 ☎55-3111 吉川支所 ☎55-3121	軽自動車検査協会 高知事務所 高知市長浜3106-2 ☎050-3816-3125	高知運輸支局 高知市大津乙 1879-1 ☎050-5540-2077
必要なもの	印鑑、必要事項(メーカー名、車台番号、排気量)の分かるもの、ナンバープレート(廃車時・名義変更時)、旧所有者の譲渡証明書(個人譲渡時)	住民票(発行後3カ月以内)、印鑑、自賠責保険証書、車検証または軽自動車届出済証、ナンバープレート ※手続き内容により必要書類が異なります。また、上記以外にも書類が必要な場合もありますので、詳しくは受付施設にお問い合わせください	

## グリーン化特例が継続されます

新車への「軽課」と古い車への「重課」

■軽課(税の優遇)…平成31年4月1日から令和2年3月31日までに新規取得(新規登録車両に限る)した3輪以上の軽自動車で、適用要件を満たした車が対象。

■重課(税の上乗せ)…平成19年3月31日以前に新車新規登録された3輪以上の軽自動車対象。

※新車新規登録の年月を確認するには、自動車検査証の「初度検査年月」をご覧ください

※電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車は対象外